

平成24年9月10日

大阪市人事監察委員会
第3回 退職管理部会資料

大阪市人事室

議題1 再就職規制の目的

職員及び職員であった者の再就職の適正化を図ることにより、公務の公正性・公平性・透明性及び地域経営の効率性を確保すること。また、市民からの疑念が生じるおそれを防止することにより、市政に対する市民の信頼を確保すること。

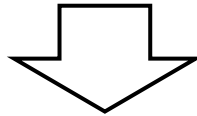
【現状】

「職員の退職管理に関する条例」に基づき、課長代理以上の職にあった者に、再就職の状況について報告義務を課している。

「職員の退職管理に関する条例」の規定

第7条 管理職(課長代理以上)職員であった者に、離職後2年間、任命権者に対する再就職の届出を義務付け。

第8条 前条に基づく再就職届出の公表



【提案】

当面、現行条例に基づき課長代理以上に再就職の報告を求めるとともに、係長以下の職員にも任意で報告を求めていくこととする。今後、制度の運用状況を見ながら、全ての退職者に対し、退職後5年間、再就職の報告義務を課していくこととする。

→ 条例改正が必要

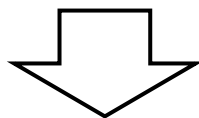
議題3 再就職規制違反に関する外部通報窓口の設置

【職員基本条例第51条第1項】

人事監察委員会は、第49条第1項の規定による報告を受けた場合その他職員又は職員であった者が違反行為をした疑いがあると認める場合であって、特に必要があると認めるときは、当該職員若しくは職員であった者、任命権者又は第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体若しくは同条第2項に規定する法人に対し、口頭若しくは文書で質問し、又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他の必要な調査をすることができる。

【人事監察委員会規則第4条第1項】

専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。



【案】

学識経験者（弁護士等）に専門委員を委嘱し、外部通報窓口とする。

【時期】

予算措置の調整・委嘱者の選定を行った後、速やかに設置していく。

職員基本条例第47条第1項

別に条例で定める勤続期間が20年以上である職員又は職員であった者(略)は、離職後、次に掲げる法人その他の団体に就職することができない。

(1)～(3) 略

(4) 本市が負担金、補助金、交付金その他の財政的援助をしている法人

【市の見解】

職員基本条例第47条第1項第4号に掲げる「財政的援助」に契約行為は含まれない。

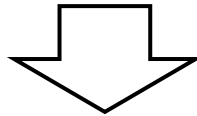
【参考】

市と市の事務・事業を受託している団体とは、公法上又は私法上の委託関係に立ち、その対価として支出される委託費は、地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助に該当しない。

(出典)地方自治法質疑応答集

【地方自治法第199条第7項前段】

監査委員は、(略)普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの(略)を監査することができる。



市と契約関係がある法人を再就職禁止法人として取り扱うためには、条例改正が必要。

① 外郭団体

② 職員を派遣している法人

③ 外郭団体が財務及び事業の方針を事実上決定できる法人(＝外郭団体の子法人)

④ 財政的援助法人

ア 出資・出えん、貸付金を市から受けている法人

イ 300万円以上の負担金、補助金、交付金を市から受けている法人

※元外郭団体(22団体)の内、18法人は上記ア又はイのいずれかに該当する。

残る4法人については、上記ア又はイによる市の財政的関与は無いが、元外郭団体の取扱いの見直しについて別途検討されていることから、当面の間、職員の再就職に関する市民の疑念を払しょくする観点から、暫定的に元外郭団体と同様に財政的援助法人に含めることとする。

また、元外郭団体の子法人(8法人)についても元外郭団体と同様の取り扱いとする。

⑤ 離職前5年間に携わった行政上の権限行使に係る法人(離職後2年間)

太字は今回の提案箇所。それ以外はこれまでの議論で決定された内容。

◆管理職員(局長～課長代理)を対象とする。

【行政上の権限行使に係る係長職員の業務上の関与について】

いくつかの所属(建設局・福祉局・健康局)に対し業務実態を調査したところ、係長職員については、主に、行政上の権限にあたって資料作成等の意思決定準備作業に従事し、行政上の権限行使に係る意思決定については、管理職員が担っていることが判明した。

【提案】

行政上の権限行使に係る意思決定に係長職員は携わらないことから、当該規制の対象外としてはどうか。

議題7 再就職禁止団体への再就職審査基準

再就職禁止団体への再就職審査における審査基準(案)

再就職禁止団体の種別	例外承認する際の審査基準
共通基準	① 職員又は職員であった者の再就職が、市民の疑念を招くものではないことが認められるか ② 求職者が有する特定の資格・免許や、特定の専門的な知識・経験が求人企業等にとって必要不可欠なものであるか ③ 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募しているものであるか
外郭団体(子法人) 財政的援助団体	① 職員であった者の知識や経験が、団体の効率・効果的な事業監理の実施に不可欠なものであるか ② 本市で培った知識や経験が、団体で従事する特定の業務を遂行する上で不可欠なものであるか
行政上の権限行使に係る法人	再就職先に対する行政上の権限行使に関する業務に従事していたか

注:「再就職先にコンプライアンスの仕組みが構築されているか」を基準とするか、別途検討。

◆再就職審査の流れ

- ①再就職希望者は、人事監察委員会に再就職についての承認申請を行う。
- ②人事監察委員会は、再就職希望者から提出のあった「再就職承認申請書」に基づき、その可否を検討し、検討結果を市長に報告する。
- ③市長は、人事監察委員会から提出のあった「再就職審査報告書」の基づき、再就職希望者の再就職の可否を決定する。
- ④市長は、再就職の可否を再就職希望者に通知する。
- ⑤市長の再就職承認を得た再就職希望者は、面接等の再就職に必要な手続きを行う。

※以上①～④については、2週間を目安として事務処理を行う。

◆再就職申請の様式

記載事項

- ・再就職希望者の情報(補職、職種、職歴等)
- ・再就職を希望する法人・求人等の情報(再就職禁止区分、事業内容、求人内容等)
- ・再就職希望者と再就職希望法人等との関係
(在職時の再就職希望法人等との関わりの有無、活用しようとする知識・経験等)
- ・再就職希望法人等への行政上の権限行使の有無
- ・再就職非承認の理由(人事監察委員会による記載)